

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第120期（2024年4月1日～2025年3月31日）

主 要 な 事 業 内 容
主 要 な 営 業 所 及 び 工 場
使 用 人 の 状 況
主 要 な 借 入 先 の 状 況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株 式 の 状 況
新 株 予 約 権 等 の 状 況
当事業年度中に退任した取締役及び監査役
社 外 役 員 に 関 す る 事 項
会 計 監 査 人 の 状 況
業務の適正を確保するための体制
及 び 当 該 体 制 の 運 用 状 況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

日本製罐株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社及び子会社（新生製缶株式会社）は、金属缶の製造、販売を主たる事業としており、これに加え当社は不動産賃貸事業を行っております。

事業区分	製品分類	主要な製品・事業内容
金属缶製造販売事業	18 L 缶	主に塗料・化学・食糧・油糧用18L缶
	美術缶	主に粉乳缶・家庭用塗料缶
	その他	缶の付属品等及び製缶設備の販売
不動産賃貸事業		テナント事務所・駐車場の賃貸

主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

	名称	所在地
当 社	本社及び本社工場	さいたま市北区
	千葉工場	千葉県山武郡九十九里町
新生製缶株式会社	本社及び本社工場	大阪市大正区
	伊丹工場	兵庫県伊丹市

使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
18 L 缶 部 門	93 (26) 名	7 名減 (3 名増)
美術缶 部 門	50 (18) 名	5 名増 (2 名増)
間 接 部 門	70 (12) 名	1 名増 (2 名増)
計	213 (56) 名	1 名減 (7 名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128 (19) 名	1 名減 (1 名増)	42.8歳	13.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	556百万円
株式会社池田泉州銀行	521百万円
株式会社埼玉りそな銀行	418百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,900,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,392,000株 |
| (3) 株主数 | 921名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	156千株	11.67%
日本製鉄株式会社	105千株	7.85%
株式会社みみつく	95千株	7.13%
日罐取引先持株会	86千株	6.47%
馬場 敬太郎	58千株	4.40%
長嶺 麻奈	57千株	4.28%
株式会社中央ビル	46千株	3.45%
前田 慶和	40千株	3.03%
株式会社みずほ銀行	36千株	2.74%
松井証券株式会社	31千株	2.38%

(注) 持株比率は自己株式（54,345株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役除く）	8,300株	1名

(注) 1.当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2.会社役員の状況(3)取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
2.上記は退任した会社役員に対して交付された株式であります。

新株予約権等の状況

当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	役員の保有状況		目的となる 株式の種類 及び数	行使時の 払込金額	行使期間
	取締役 (社外取締役 を除く)	監査役 (非常勤監査役 を除く)			
第4回新株予約権 (2016年10月28日)	14個 (1名)	—	当社普通株式 1,400株	1株当たり 1円	2016年11月14日～ 2046年11月13日
第5回新株予約権 (2017年10月31日)	14個 (1名)	—	当社普通株式 1,400株	1株当たり 1円	2017年11月15日～ 2047年11月14日
第6回新株予約権 (2018年10月31日)	17個 (1名)	—	当社普通株式 1,700株	1株当たり 1円	2018年11月16日～ 2048年11月15日
第7回新株予約権 (2019年10月31日)	19個 (1名)	—	当社普通株式 1,900株	1株当たり 1円	2019年11月15日～ 2049年11月14日
第8回新株予約権 (2020年10月30日)	18個 (1名)	17個 (1名)	当社普通株式 3,500株	1株当たり 1円	2020年11月16日～ 2050年11月15日
第9回新株予約権 (2021年11月1日)	14個 (1名)	14個 (1名)	当社普通株式 2,800株	1株当たり 1円	2021年11月16日～ 2051年11月15日
第10回新株予約権 (2022年10月31日)	19個 (1名)	16個 (1名)	当社普通株式 3,500株	1株当たり 1円	2022年11月15日～ 2052年11月14日
第11回新株予約権 (2023年10月31日)	21個 (1名)	—	当社普通株式 2,100株	1株当たり 1円	2023年11月15日～ 2053年11月14日
第12回新株予約権 (2024年11月5日)	54個 (2名)	—	当社普通株式 5,400株	1株当たり 1円	2024年11月20日～ 2054年11月19日

- (注) 1. 当社は、株主重視の経営意識を一層促進することを目的として、役員退職慰労金にかわる制度として株式1株当たりの行使価格を1円とする株式報酬型ストック・オプションのための新株予約権の発行を取締役会で決議しております。
2. 権利行使期間は記載の期間内で、当社取締役、監査役の地位を喪失した日の翌日から10日以内とし（死亡退任のときを除く）、行使にあたっては発行された新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。
- 上記新株予約権の行使に際しては、自己株式を充当する予定であり、発行済株式の総数は増加しない見込みです。
3. 社外取締役および非常勤監査役には新株予約権を付与しておりません。
4. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松 田 豊 彦	2024年6月27日	任期満了	代表取締役社長
御 園 慎一郎	2024年6月27日	任期満了	取締役 大阪大学招聘教授

社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役宮入小夜子氏は、株式会社スコラ・コンサルティング パートナー、開智国際大学名誉教授・客員教授、KHネオケム株式会社社外取締役、東洋エンジニアリング株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役立花俊浩氏は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の執行役員鋼材第二本部長を兼務しております。同社は当社の大株主であり、当社の鋼材仕入窓口の商社であります。
 - ・取締役塔下辰彦氏は、NTN株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役土方俊幸氏は、2025年3月28日付でクレジットエンジン・グループ株式会社（現クレジットエンジン株式会社）の非常勤監査役を辞任により退任しました。
 - ・監査役関根俊行氏は、税理士法人関根会計の代表社員副所長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（9回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 宮 入 小夜子	9回	100%	—	—
取締役 立 花 俊 浩	8回	88.9%	—	—
取締役 塔 下 辰 彦	6回/6回	100%	—	—
監査役 土 方 俊 幸	9回	100%	13回	100%
監査役 関 根 俊 行	9回	100%	13回	100%
監査役 宮 下 幸 正	9回	100%	13回	100%

- (注) 1. 出席率は当事業年度、当該取締役及び監査役がそれぞれ出席すべき取締役会・監査役会の回数により算出しております。
上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 取締役塔下辰彦氏は、2024年6月27日開催の第119期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の出席回数が他の社外取締役、社外監査役と異なります。
なお、取締役塔下辰彦氏の就任後の取締役会の開催回数は6回であります。

・取締役会における発言状況

取締役立花俊浩氏、監査役土方俊幸氏、監査役宮下幸正氏は永年培ってきたビジネス経験をもとに、取締役塔下辰彦氏、取締役宮入小夜子氏は長年に亘る業務経験を社外出身の立場から、監査役関根俊行氏は税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会における発言状況

監査役土方俊幸氏、監査役宮下幸正氏は各々永年に亘るビジネス経験、監査役関根俊行氏は税理士としての経験をもとに、大所高所から企業統治強化に資する発言を行っております。

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役である宮入小夜子氏、立花俊浩氏、塔下辰彦氏は豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

当事業年度に開催されたコーポレート・ガバナンス委員会において役員の人件、報酬の審議に携わり、また取締役会では客観的な立場から助言・提言を頂いております。

会計監査人の状況

(1) 名称 東邦監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システム構築に関する基本方針

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要（「内部統制システム構築に関する基本方針」）は以下のとおりです。（最終改定 2025年3月31日）

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)社内における法令遵守体制をより明確化し、コンプライアンス尊重の意識を組織の隅々にまで浸透させる。

そのために、取締役、執行役員全員がコンプライアンスを率先垂範するとともに、コンプライアンス研修を実施し、「コンプライアンスポリシー（企業行動基準）」、「コンプライアンス・マニュアル」の定期的な周知を含め、役職員のコンプライアンス意識の高揚及びコンプライアンス知識の充実を図る。

(2)企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

(3)取締役会によって取締役、執行役員等の職務の執行を監督するとともに、コンプライアンス担当役員（取締役）を中心にコンプライアンス体制を整備する。

(4)法令及び定款に適合することを確認、確保するため、内部監査室による監査を定期的に行う。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適正に管理するとともに、関連資料を含め所定の期間保管する。

(2)上記の保管された文書・情報等は、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理規程に基づき、事業上・業務上のリスクを認識し、リスクの評価・管理等を行い、リスク管理フォロー表を作成して、四半期毎に取締役会に報告する。尚、重要リスクについては子会社のリスクも含める。

(2)認識されたリスクに対しては、必要な対策を柔軟に講ずること等によりリスクの低減等を図る。

(3)自然災害・パンデミック等の事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「BCP事業継続計画」等に則り迅速な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめる。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)中期経営計画及び年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行う。

(2)執行役員制度を設けることにより取締役数を少数とし、取締役会は経営上の重要な意思決定を迅速・的確に行うとともに、業務執行取締役及び執行役員等のモニタリングも行う。

(3)経営会議規程で定める経営会議を毎月開催し、業務執行上の重要事項について審議し、報告・検討を行う。

5.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「コンプライアンスポリシー」、「コンプライアンス・マニュアル」等を当社及び子会社の従業員等に周知し、会社のコンプライアンスに係る基本姿勢を明確にする。

(2)「職務分掌規程」、「職務権限・責任規程」等により、職務の範囲や権限と責任を定め、適切な牽制が機能する体制とする。

(3)内部監査室は「内部監査規程」に則り当社及び子会社の監査を行う。

6.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)「子会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。

(2)当社の取締役の少なくとも1名は、子会社の取締役を兼務する。

(3)子会社の取締役または執行役員は、当社の取締役会または経営会議の求めに応じて、当社の取締役会または経営会議に出席し重要事項の報告を行う。

(4)社内通報制度（ホットライン）の窓口を当社及び子会社の共用にするとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人が必要と認められるときで、常設的な人材配置が困難な場合は人員と期間を限って配置する。

8.前項の使用人の当社の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(1)前項の使用人の選定については監査役会の事前の同意を得るものとし、また当該期間の人事管理については監査役会に委ねる。

(2)前項の使用人に対する指揮命令は監査役に帰属し、当該使用人が必要な調査や情報収集に協力する体制を確保する。

9.取締役及びその他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が当社の監査役に報告するための体制

(1)取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

(2)監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な稟議書等は都度監査役に回覧する。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

(3)監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(4)内部通報窓口は、社内通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。

10.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

通常の監査費用は毎期の監査計画等の中で予算化し、緊急の監査費用は個別に監査役会の承認を得て、前払や償還の請求がされたものについては当社が負担する。

11.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ監査を実施できる体制とするとともに、代表取締役と監査役は定期的または必要に応じ意見交換を図る。

(2)内部監査室長は監査役会に定期的に出席すること等により、取締役及び使用人等の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。

12.財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に則して、財務諸表等が適正に作成される内部統制システムを整備・運用し、信頼性のある財務諸表を外部に開示する。

(2) 内部統制システムの運用状況

本事業年度の運用状況は以下のとおりです。尚、当連結会計年度において、内部統制システムの構築・運用状況の評価結果による重大な事項はございません。

1.コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上、法令・社内規程等の周知徹底等を図るため、コ

ンプライアンス委員会を年2回開催しております。

また、懸念事項等の予兆の把握・管理及び社内環境等の改善への従業員全員の取組意識向上を企図して、従業員に対して監査役会主導にてコンプライアンス・アンケートを実施し、その回答内容に対して経営陣が対応・対策を図りました。

2.情報の保存・管理

重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、文書管理規程に従い、適切に保存・管理を行っています。

3.リスク管理

業務プロセスごとにリスクを識別し、四半期ごとのPDCAを行っています。取締役会にはその内容が報告され、重要なリスクについての対応を検討しています。

4.効率的職務執行

執行取締役及び部長が出席する経営会議を毎月開催し、業務執行の重要事項について検討し、取締役会においては、より重要事項に絞って審議し、効率的な意思決定及び監督を行っています。

5.子会社を含めた内部統制

子会社役員（当社の取締役が兼務）が、当社取締役会及び経営会議にて子会社に係る報告を行い、重要な事項について審議しました。また、内部通報制度の窓口は当社および子会社共通のものとし、その四つある窓口のうち一つは当社監査役が担っています。

6.監査役監査の実効性確保

監査役は会計監査人及び内部監査室との連携を図り、内部統制システム全般をモニタリングし、より実効的な業務運営等について助言を行っており、執行側はその助言に基づき都度改善を図っております。また、代表取締役をはじめ他の執行取締役は監査役会に出席し、監査役との意見交換等を行うとともに、適宜意思疎通を図っています。

7.適正な財務報告

金商法に基づく内部統制監査を会計監査人と連携しつつ適正に実施しています。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を勧奨し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

今後も、中長期的な視点にたって経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきます。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	738,599	245,373	2,676,752	△47,994	3,612,730
当期変動額					
剰余金の配当			△94,839		△94,839
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△335,325		△335,325
自己株式の取得				△45,218	△45,218
自己株式の処分		△2,645		13,940	11,295
自己株式処分差損の振替		2,645	△2,645		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△432,810	△31,278	△464,088
当期末残高	738,599	245,373	2,243,942	△79,272	3,148,642

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,585,992	1,585,992	30,155	925,049	6,153,927
当期変動額					
剰余金の配当					△94,839
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△335,325
自己株式の取得					△45,218
自己株式の処分					11,295
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△665,546	△665,546	△5,067	765	△669,848
当期変動額合計	△665,546	△665,546	△5,067	765	△1,133,937
当期末残高	920,445	920,445	25,087	925,814	5,019,990

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1 社
連結子会社の名称	新生製缶株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

当社は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は主として定率法を、子会社は主として定額法を採用しております。

ただし、当社の賃貸建物、構築物及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、簡便法を適用して計算した当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

金属缶製造販売事業において、主に18L缶並びに美術缶の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね6ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 212,702千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

- その他の情報

繰延税金資産の計上額は、翌期の予算を含む将来の収支見通しに基づく課税所得の発生時期及び金額により見積もっております。当該見積りは、将来の経済環境の変化等により影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りから乖離した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

- 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	607,482千円
無形固定資産	－千円
減損損失	607,482千円

- その他の情報

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製造部門別単位）で資産をグルーピングし、減損の兆候の判定、減損損失の認識の判定を行っております。減損の兆候を識別した場合、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。

当連結会計年度における日本製罐の金属缶製造販売事業において、継続した営業赤字を計上した部門があることから、減損の兆候が認められ、減損損失の認識の可否の判定を行っております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

減損損失の測定にあたり、回収可能価額として時価から処分費用見込額を控除して算定した正味売却価額を用いております。正味売却価額の基礎となる時価の算定には評価技法、仮定の選択に専門的知識を必要とし、また、経営者の判断を伴います。今後の経営環境等の変化により正味売却価額に重要な下落が生じ、追加又は新たな減損損失の計上が必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	461,808千円
土地	532,996千円
計	994,804千円

上記の担保物件に対応する債務は、短期借入金200,000千円、長期借入金1,162,296千円(1年以内返済予定額を含む)であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

13,918,188千円

4. 連結損益計算書に関する注記

- 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失（千円）
金属缶製造販売事業	埼玉県さいたま市	構築物、機械装置、車両 運搬具及び工具器具備品	607,482

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、鑑定評価額に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度の 期首株式数	当連結会計年度の 増加株式数	当連結会計年度の 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,392,000株	一株	一株	1,392,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度の 期首株式数	当連結会計年度の 増加株式数	当連結会計年度の 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	37,145株	27,200株	10,000株	54,345株

(注) 自己株式の数の増加は取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであり、減少は新株予約権行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	94,839	70.0	2024年3月31日	2024年6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,753	20.0	2025年3月31日	2025年6月30日

(4) 新株予約権に関する事項

- ①新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
- ②新株予約権の目的となる株式の数 27,100株
- ③新株予約権の事業年度末残高 25,087千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、設備投資に係る資金調達並びに営業過程に係る運転資金であり、償還日は最長で決算日後13年であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規定に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引信用保険付保に加え、大口客先並びに付保対象先については取締役会に報告し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券	1,620,461	1,620,461	－
(2) 長期借入金	2,911,767	2,905,483	△6,283
(1年内返済予定の長期借入金を含む)			

(注) 1.「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2.市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	43,225

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1,620,461	－	－	1,620,461

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	2,905,483	－	2,905,483

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、埼玉県さいたま市において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における賃貸等不動産に関する損益は、83,578千円であります。

(2) 賃貸等不動産時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高（千円）	当連結会計年度増減額（千円）	当連結会計年度末残高（千円）	
542,984	△38,478	504,506	2,040,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は新規館銘板(115千円)、減少額は減価償却(38,593千円)であります。

(注) 3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づく金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	金属缶製造販売事業	不動産賃貸事業	
売上高			
18L缶	8,765,017	—	8,765,017
美術缶	1,900,069	—	1,900,069
その他	430,606	—	430,606
顧客との契約から生じる収益	11,095,694	—	11,095,694
その他の収益	—	163,735	163,735
外部顧客への売上高	11,095,694	163,735	11,259,429

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入です。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,424,713
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,624,862

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|-----|---------------|-----------|
| (1) | 1株当たり純資産額 | 3,041円96銭 |
| (2) | 1株当たり当期純損失(△) | △249円91銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,863,416	流 動 負 債	2,961,919
現 金 及 び 預 金	1,419,627	買 掛 金	1,626,070
受 取 手 形	15,007	短 期 借 入 金	200,000
電 子 記 録 債 権	675,373	1年内返済予定の長期借入金	787,763
売 掛 金	890,737	未 払 金	118,008
商 品 及 び 製 品	99,086	未 払 費 用	117,527
仕 掛 品	104,490	未 払 法 人 税 等	43,551
原材料及び貯蔵品	536,811	未 払 事 業 所 税	18,326
前 払 費 用	18,701	預 り 金	15,898
未 収 入 金	4,862	賞 与 引 当 金	19,647
そ の 他	101,879	そ の 他	15,124
貸 倒 引 当 金	△3,162	固 定 負 債	2,124,416
固 定 資 産	5,635,403	長 期 借 入 金	1,477,918
有 形 固 定 資 産	2,730,225	繰 延 税 金 負 債	346,112
建 物	1,743,637	長 期 預 り 金	43,564
構 築 物	19,498	退 職 給 付 引 当 金	244,820
機 械 及 び 装 置	56,271	資 産 除 去 債 務	12,000
車 両 運 搬 具	960	負 債 合 計	5,086,335
工 具 器 具 備 品	15,263	純 資 産 の 部	
土 地	165,171	株 主 資 本	3,474,436
建 設 仮 勘 定	729,422	資 本 金	738,599
無 形 固 定 資 産	84,819	資 本 剰 余 金	245,373
電 話 加 入 権	577	資 本 準 備 金	245,373
ソ フ ト ウ ェ ア	84,128	利 益 剰 余 金	2,569,737
そ の 他	113	利 益 準 備 金	157,500
投資その他の資産	2,820,358	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,412,237
投 資 有 価 証 券	1,546,857	別 途 積 立 金	1,395,866
関 係 会 社 株 式	1,260,549	土 地 圧 縮 積 立 金	22,762
出 資 金	750	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	226,999
長 期 前 払 費 用	9,682	繰 越 利 益 剰 余 金	766,609
そ の 他	2,519	自 己 株 式	△79,272
資 産 合 計	9,498,819	評 価 ・ 換 算 差 額 等	912,959
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	912,959
		新 株 予 約 権	25,087
		純 資 産 合 計	4,412,483
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,498,819

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,606,685
売 上 原 価	5,397,173
売 上 総 利 益	209,512
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	812,738
営 業 損 失 (△)	△603,226
営 業 外 収 益	98,510
受 取 利 息	240
受 取 配 当 金	83,901
業 務 受 託 手 数 料	10,376
そ の 他	3,992
営 業 外 費 用	23,947
支 払 利 息	18,875
支 払 手 数 料	3,574
そ の 他	1,497
経 常 損 失 (△)	△528,663
特 別 利 益	924,492
固 定 資 産 売 却 益	19
投 資 有 価 証 券 売 却 益	920,065
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,406
特 別 損 失	699,083
固 定 資 産 除 却 損	1
減 損 損 失	607,482
早 期 割 増 退 職 金	86,200
そ の 他	5,400
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△303,254
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	82,382
法 人 税 等 調 整 額	△67,933
当 期 純 損 失 (△)	△317,703

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
						別途積立金	土地圧縮 積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	738,599	245,373	—	245,373	157,500	1,395,866	23,060	243,218	1,165,280	2,984,925
当期変動額										
当期純損失(△)									△317,703	△317,703
土地圧縮積立金の取崩							△298		298	—
固定資産圧縮積立金の取崩								△16,219	16,219	—
剰余金の配当									△94,839	△94,839
自己株式の取得										
自己株式の処分			△2,645	△2,645						
自己株式処分差損の振替			2,645	2,645					△2,645	△2,645
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△298	△16,219	△398,670	△415,188
当期末残高	738,599	245,373	—	245,373	157,500	1,395,866	22,762	226,999	766,609	2,569,737

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△47,994	3,920,903	1,577,133	30,155	5,528,191
当期変動額					
当期純損失(△)		△317,703			△317,703
土地圧縮積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△94,839			△94,839
自己株式の取得	△45,218	△45,218			△45,218
自己株式の処分	13,940	11,295			11,295
自己株式処分差損の振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△664,173	△5,067	△669,241
当期変動額合計	△31,278	△446,466	△664,173	△5,067	△1,115,708
当期末残高	△79,272	3,474,436	912,959	25,087	4,412,483

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ロ. その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産 主として定率法を採用しております。
ただし、賃貸建物、構築物及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法を適用して計算した当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- 金属缶製造販売事業において、主に18L缶並びに美術缶の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。
- これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね6ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ・当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 191,985千円
なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。
 - ・その他の情報
繰延税金資産の計上額は、翌期の予算を含む将来の収支見通しに基づく課税所得の発生時期及び金額により見積もっております。当該見積りは、将来の経済環境の変化等により影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りから乖離した場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

・当事業年度の計算書類に計上した金額	
有形固定資産	607,482千円
無形固定資産	－千円
減損損失	607,482千円

・その他の情報

連結計算書類「連結注記表 2.会計上の見積りに関する注記」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	439,810千円
構築物	7,275千円
土地	56,939千円
計	504,025千円

上記の担保物件に対応する債務は、短期借入金200,000千円、長期借入金926,046千円(1年以内返済予定額を含む)であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,486,071千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	64,876千円
②短期金銭債務	16,094千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	642,575千円
仕 入 高	34,755千円
営業取引以外の取引高	2,024千円

(2) 減損損失

連結計算書類「連結注記表 4.連結損益計算書に関する注記」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	37,145株	27,200株	10,000株	54,345株

(注) 自己株式の数の増加は取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであり、減少は新株予約権行使によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金415,515千円であります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引上げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.46%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に

については31.36%に変更となります。
 なお、この税率変更による影響は軽微です。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
法人 主要株主	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	30,000,000	鉄鋼 商社	(直接11.67%)	有	原材料仕入等	製品の販売	190,635	売掛金	21,148
							ブリキ板等の仕入他	3,431,406	買掛金	1,489,447
									未払金	2,289

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 関係会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	新生製缶株式会社	100,000	18ℓ缶製造販売	直接51.00%	有	営業取引	製品等の販売	642,575	売掛金	64,843
						営業取引	製品の仕入等	34,755	買掛金	16,094
						営業取引以外	システム使用料等	527	未収入金	33

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,279円92銭
 (2) 1株当たり当期純損失(△) △236円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本製罐株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	小 池 利 秀
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	内 田 元 司
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製罐株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製罐株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本製罐株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	小 池 利 秀
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	内 田 元 司
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製罐株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した

内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

日本製罐株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 土 方 俊 幸 ㊞

監査役（社外監査役） 関 根 俊 行 ㊞

監査役（社外監査役） 宮 下 幸 正 ㊞

以 上